

平成26年 第2回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成26年1月23日（木）午前9時31分

場 所：教育委員会室

平成26年1月23日

東京都教育委員会第2回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第3号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第4号議案

東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第5号議案

東京都公立学校長の任命について

第6号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告書について

(2) 平成25年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について

(3) 体罰根絶に向けた総合的な対策の策定について

(4) 平成26年度教育庁所管事業予算（暫定案）・職員定数等（暫定案）につい

て

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋匡
委員	山口 香
委員	比留間 英人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英人
	次長	直原 裕
	教育監	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	堤 雅史
	地域教育支援部長	前田 哲
	指導部長	金子 一彦
	人事部長	加藤 裕之
	福利厚生部長	高畑 崇久
	教育政策担当部長	白川 敦
	教育改革推進担当部長	出張 吉訓
	特別支援教育推進担当部長	廣瀬 丈久
	全国高校総体推進担当部長	鯨岡 廣隆
	人事企画担当部長	粉川 貴司
（書記）	総務部教育政策課長	壹貫田 剛史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成26年第2回定例会を開会いたします。

本日は、マスコミからの取材の申込みはございませんでした。ただ、今日は特殊な状況がありますので、この定例会開催中に申出がありました場合には途中でも入室を許可することにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——その件については御了承いただきました。個人は、合計10名からの申込みがございました。入室を許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

(東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項の規定に基づき、委員長より1名に退場を命令)

【委員長】 議事に入ります前に、私の方から御注意申し上げます。

昨年7月以降の東京都教育委員会定例会において議事を妨害する行為が行われ、当該行為を行った者に対して東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき退場命令を出さざるを得ない状況が生じたことは極めて遺憾であります。今後も、傍聴人規則に違反する行為があり、一度注意を促してもなお違反行為を行う場合には退場を命じます。

また、傍聴人が教育委員会室に入室並びに退室する際に大声で騒ぎ速やかに着席しないといった行為や、速やかに退室しないといった行為も議事を妨害する行為に当たり、退場命令の対象となります。なお、必要に応じて法的措置を取らせていただきますので、この点につきましても一言申し上げさせていただきます。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 まず、会議録の署名人でございます。本日の会議録署名人は、乙武委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

前々回の会議録

【委員長】 次に、前々回の会議録であります。これは平成25年12月19日開催の第20回定例会会議録であります。先日本配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと思っております。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第20回定例会の会議録については御承認いただいたということで取扱いをさせていただきます。

次に、前回1月9日開催の第1回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第5号議案及び第6号議案につきましては、人事等に関する案件でありますので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましてはそのように取り扱います。

議 案

第3号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

【委員長】 それでは、議事に入ります。

第3号議案から審議に入ります。第3号議案、学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について、説明を、人事部長、よろしくお願いたします。

【人事部長】 では、第3号議案でございます。今年の1月17日に東京都の予算暫定案が発表され、教職員定数についてもまとまりました。この暫定案につきましては、新知事就任後直ちに新知事の査定を実施した上で正式に予算案として第1回都議会定例会に提案される予定となっておりますが、本議案は、その結果を踏まえ、知事に立案依頼をするものでございます。

では、御説明いたします。1の改正理由でございますが、児童・生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要があるということでございます。

2の改正内容でございます。この表の一番下の計を御覧ください。230名増の6万3,332人でございます。学校種別の定数の増減を御説明します。小学校につきましては、児童数の増加により149人の増でございます。また、算数の習熟度別指導の充実を図るため、指導方法工夫改善加配で26人の増でございます。合計175人の増となります。次に中学校でございますが、生徒数の増加により22人の増となります。高等学校につきましては、生徒数の増が73人の増、それから国際バカロレアの認定取得に向けた取組では、英語による授業を実施するための準備として5人の増となります。また、用務員の定数等の見直しで56人の減となりまして、合計で22人の増となります。また、特別支援学校につきましては、児童・生徒数の増により63人の増、また、自立活動の充実を図るため、介護の専門家や心理の専門家などの外部人材の活用等により52人の減となります。

3として都議会に付議する時期でございますが、平成26年第1回都議会定例会に付議予定でございます。

4の試行の期日でございますが、平成26年4月1日の予定でございます。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。今の説明に對しまして何か御質問、御意見等ございますか。

【竹花委員】 少し確認させてください。小学校の指導方法工夫改善加配で26人の先生の数というのは、東京都の予算で、東京都の持ち出しで加配をした人員なのか。

【人事部長】 小学校ですので、県費負担教職員となりますので、3分の1は国庫の方で、3分の2が都の経費です。

【内館委員】 高等学校ですけれども、用務員定数はどうしてマイナスになったのですか。

【人事部長】 今後は用務員ではなくて業務委託をしまして、退職不補充、退職した方のところを委託でやるということでございます。

【乙武委員】 特別支援学校の外部人材が52人減ったというのはどういう事情なの
でしょうか。

【人事部長】 これにつきましては、自立活動の教員につきまして定数を一般の学
校で2人置いて、教員の数を減らす代わりに言語聴覚士、介護福祉士だとか、専門の
方たちを配置しまして、専門的なアドバイスや専門性を生かした教育をやっていくと
いうことで、教員定数を減らすのですが、専門性を強化します。

【乙武委員】 つまり、教員が減らされるというよりは、別の形でより手厚い体制
にするというイメージですか。

【人事部長】 そうです。

【乙武委員】 ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。——〈異議な
し〉——それでは、この件については原案のとおり承認するということにさせてい
ただきます。

第4号議案

東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の立案依頼について

【委員長】 引き続きまして、第4号議案であります。東京都立学校の授業料等徴
収条例の一部を改正する条例の立案依頼について、説明は、都立学校教育部長、よろ
しくお願いします。

【都立学校教育部長】 第4号議案につきまして御説明をさせていただきます。

今回の一部改正の大きな理由は、国の法律の改正、1の(1)にございますいわゆ
る不徴収法の改正でございます。条例の中身の御説明に先立ちまして、報道等もされ
ておりますが、不徴収法の今回の改正の概要について御説明をさせていただきます。

2枚おめくりいただきまして、A3のカラーのペーパーを御覧いただきたいと存じ
ます。

左の上にごございますとおり、改正前の法律は平成22年度に施行されまして、公立高
校については法で直接授業料を無償とするということが規定されております。私立高

校には就学支援金ということで、公立相当あるいはそれプラスアルファの就学支援金を出すことによって負担を軽減するというような法律の内容でございました。それが、右側でございますとおり、昨年の11月に改正法が成立いたしました。法の中身といたしましては、ここでございますとおり不徴収制度自体は廃止となりました。その代わりに、公立高校についても先ほど申し上げた私学と同じような就学支援金を支給するという考えで、そこに所得制限を導入するということになっております。あわせて、奨学のための給付金を低所得者家庭のために新設をするという内容でございます。

下の図を御覧ください。図の上段が公立高校、下段が私立高校で、全日制を例にとって図示しております。左側が現行制度でございまして、現在は、先ほど申し上げましたとおり不徴収とするということで、不徴収になった分を国から不徴収交付金というものが交付されております。それが、今回の見直しによりまして、右側でございますとおり不徴収が廃止になりましたので、形式的には授業料を皆さんから頂くこととなります。ただ、年収910万円未満のところは黄色がございまして、910万円未満の方については就学支援金という形で支援金が出ますので、実質的に無償が継続されるということでございます。910万円以上の方については授業料を御負担いただくということになります。

それに合わせて、年収250万円以下のところは所得税の非課税世帯となりますけれども、奨学のための給付金が、公立高校の場合、条件により異なりますが最大で12万9,700円支給されるということでございます。

私立高校については、下にございますが、従来から就学支援金で先ほど申し上げましたとおり所得の低い世帯に加算がございました。これをより手厚くするとともに、奨学のための給付金を創設するという内容でございまして、国の説明では公私間格差の是正にもなるということでございます。

なお、真ん中に学年進行と書いてございます。この見直し後の制度につきましては、新たに高校に入る方、今の中学3年生から適用になりまして、現在高校に通っている方については従来の不徴収制度がそのまま適用になります。

それと、報道等でも910万円となっておりますが、この910万円というのは、両親

の片方が働いておられて子供が2人いる、高校生が長子、第1子の場合というようなモデルで910万円ということになっておりまして、実際は市町村住民税の所得割額が30万4,200円ということでございます。ですから、お子さんがたくさんいらっしゃるとか、奥さんが働いておられるとかであれば、当然控除が変わってまいりますので、一般的に言いますと、お子さんがたくさんいらっしゃる世帯は910万円よりも高いところで線が引かれます。これが法の概要でございます。

1ページに戻っていただきまして（1）ですが、改正法は今年の4月1日から施行されることになっておりますので、関連する都の授業料条例の一部を改正するものがございます。

改正の内容でございますが、2の（1）にございますとおり、先ほども申し上げましたが、不徴収は国が直接法で規定しておりましたので、私どもの授業料条例については、先ほど説明したA3ペーパーの後ろに条例の新旧対照表を2枚付けてございますので、その1ページを御覧いただきたいと思っております。下が現行の条例になりますけれども、現行でも、授業料額は次のとおりとするということで、金額が記載されております。ただ、3ページにございますとおり、不徴収法の施行に当たり必要な事項を附則で定めております。具体的には3ページにある附則の第2号から第6号まででございますけれども、これを削除するというのが条例改正の中身でございます。

そうしますと、条例につきましてはこの附則がなくなりますので、先ほど申し上げましたとおり授業料を全員から徴収をするという建前になります。ただ、先ほど申し上げましたように国が政令で定めます就学支援金が支払われますので、いわゆる910万円未満の世帯の方については授業料を払わなくて済むという構成になってございます。

この改正と併せまして、1ページの2（1）のイにございますとおり、条例の減免規定の中に今まで通信教育の受講料が入っておりませんでしたので、これを加えるという改正を行いたいと考えております。これが、改正理由の大きな一つ目でございます。

続きまして、二つ目でございますが、「1 改正の理由」の（2）にございますとおり、都立学校の授業料につきましては、普通教室の冷房化事業を一斉に行うことに

伴いまして、受益者負担を考慮いたしまして、平成20年に12万2,400円ということで、地方交付税算定基準額よりも3,600円値上げをしております。3ページを御覧ください。ここに近年の授業料の経過と地方交付税の算定基準額を載せてございます。ここにございますとおり、算定基準額が変わりますと、それに追随する形で授業料を変えてきておりまして、これはどこの都道府県でも同じような形で行ってございますが、平成20年の4月1日のところを御覧いただきますと、11万8,800円に地方交付税算定基準額が変わった時点で、それに加えて3,600円、冷房化ということで加えて、今は12万2,400円になってございます。

冷房化でございますが、既に小・中学校も含めまして、高等学校はもちろん、普通教室については冷房設備が一般的になってございます。ですので、特別にそういう御負担をいただく必要がなくなりましたことから、地方交付税算定基準額でございます11万8,800円に改定させていただきたいと考えてございます。

全日制では11万8,800円ですが、定時制等の金額につきましては次の2ページの上の表にまとめてございます。いずれも地方交付税算定基準額と同額でございます。

なお、2ページの表の下の※印の二つ目を御覧いただきたいと存じます。これまで通信制の受講料に関しましては、表の下から2段目でございますとおり、東京都の場合は1科目当たりで設定しておりました。ただ、今回就学支援金制度ができて、国の基準では通信制の受講料については単位とすることになっておりますので、今後入学する生徒さんからは、1単位当たりの受講料に改定いたしたいと思えます。これは必要な単位数を計算して設定しておりますので、実質的に値上げ、値下げということではなく、1科目を1単位に変えたという改正でございます。既に在学している方については、引き続き1科目当たりということで行ってまいりたいと考えてございます。

「3 都議会に付議する時期」でございますが平成26年第1回定例都議会、「4 施行期日」は4月1日を予定してございます。

先ほど申し上げましたとおり、5の(2)にございますが、今回の改正は新たに高等学校に入学する方に適用するものでございまして、引き続き在学される方については従前のおりになってございます。ただ、3,600円の引き下げにつきましては引き

続き在学する生徒についても適用することになってございます。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問はございますか。

【竹花委員】 一つだけ質問いたします。この就学支援金に関わる規定というのは、条例上はどこに規定されることになりますか。

【都立学校教育部長】 御説明が足りず申し訳ございませんでした。先ほどのA3の紙の上から二つ目「条例改正案の内容」の丸の下の・を御覧いただきたいと思えます。就学支援金の額やその支給要件、支給方法等に関しましては、国では政令で定める事項でございますけれども、私どもの方は要綱で規定したいと考えてございまして、条例上は出てまいりません。

【竹花委員】 就学支援金については、要綱を作る上で重要な事項ですから、条例に、就学支援金については別途定めるとか、そのような規定は置く必要はないのですか。

【都立学校教育部長】 他の道府県にも条例の制定の仕方を問合せしているのですが、多くの県は東京都と同じように就学支援金について条例では定めておりませんで、竹花委員がおっしゃったような規定を置いていないというのが状況でございます。これについては、私どもも総務局の法規の担当と相談をしながら進めているところでございます。

【竹花委員】 一般に公費を支出するのに要綱で足りるとするのは余り考えられないのだけれども、本当に大丈夫ですか。

【都立学校教育部長】 就学支援金は国費でございますので、国費を受け取るということになります。もちろん予算の中では審議をされてまいりますけれども、そのような扱いになってございます。

【竹花委員】 そうすると、要綱で定める事項というのはどんなことになりますか。もう額も決まっているし、要件も支給方法も、大方法律と下位法令で規定されているわけですね。それを追従するような要綱になるわけですか。

【都立学校教育部長】 詳細は今国とも詰めておりますけれども、基本的な考え方

は今委員がおっしゃったとおりでございます。

【竹花委員】 ありがとうございます。

【委員長】 ほかによろしゅうございますか。何かありますか。よろしければ、原案のとおり御承認いただくということにしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

(1) 東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告書について

【委員長】 次は、報告事項です。報告事項の(1)東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告書について、説明を、都立学校教育部長、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 それでは、御報告をさせていただきます。

報告書についての概要版でA3の紙を2枚、それからその後ろに報告書の本文をお付けしてございますが、本日は概要版で御説明させていただきます。

高等学校入学者選抜検討委員会につきましては、昨年5月に設置いたしまして、現行選抜制度の改善について検討を続けてまいりました。その内容がまとまりましたので御報告をさせていただきます。

A3ペーパーのところにページが記載してありますのは本文のページでございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

まず、1枚目の左側でございますが、「東京都立高等学校入学者選抜の基本的な考え方」ということで、全体に通じる考え方を報告の中でまとめてございます。高等学校の入学者選抜につきましては、調査書、学力検査等の選抜資料から、高等学校の学習の基礎となる中学校で身に付けるべき力、これは後ほど御説明いたしますが、高等学校で求められる力とも言えると思いますが、これを評価し、選抜するとするものでございます。

現在の入学者選抜制度でございますが、2番目のボックスにございますとおり、平

成9年度に策定されました都立高校改革推進計画に呼応いたしまして、個性化、特色化を理念として制度改善を図ってまいりました。

成果といたしまして、特に高校からこういう意見がよく出ておりますけれども、各高校が特色ある教育課程に応じた入学者選抜を実現することができたということがある一方で、課題といたしまして、制度が複雑化して受検者や保護者、中学校にとって分かりにくくなっている。言い換えますと、どういう力をその選抜の中で評価をしているのかが非常に伝わりづらくなっているのではないかという課題がございました。

これを改善するための検証・検討の視点として二つございます。次のボックスの丸二つでございまして、一つ目は、先ほど申し上げましたような中学校で身に付けるべき力をきちんと評価し選抜するということ。それと、選抜の基本的な考え方を明確にするため、具体的な選抜方法について共通化、簡素化を図り、受検者にとって分かりやすい制度としたいということでございます。

その下に、今申し上げた内容を図示したものがございます。評価する中身は、先ほど申し上げましたとおり推薦、学力検査ともに共通で、中学校で身に付けるべき力、これはイコール高等学校で求める力だという考えでございまして、この力は、高等学校に入ってからの学習の基盤となる力だと考えてございます。

その中から、それぞれの選抜に共通する課題を解決するための力として、思考力、判断力、表現力などがあるであろうと考えています。推薦では、教科を横断した力として、これからの社会にあって必要なコミュニケーション能力や学ぶ意欲などを見ていこうということです。一方で、学力検査については、基礎的、基本的な知識、技能、各教科の確かな学力をはかって評価をしていくということでまとめてございます。

次が右側の推薦に基づく選抜の改善についてでございます。推薦に基づく選抜につきましては、平成25年度選抜から既に改善を実施済みでございまして、この検討委員会の中では第1回、第2回でその実施状況と成果、課題等について取りまとめましたので、ここにその中身を記載してございます。この点につきましては既に昨年7月の教育委員会で御報告をしておりますので、本日御説明は省略させていただきます。

次に、1枚おめくりいただきまして、学力検査に基づく選抜の改善についてござ

います。

まず、本文では16ページから22ページにかけまして、これまでの学力検査制度の変遷ですとか、現行制度での選抜の実施状況をまとめてございますが、ここでは省略をさせていただきます、現状と課題から御説明させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、現状といたしましては、メリットといたしまして学校によって個性化、特色化の推進に役立ったということがある一方で、選抜方法が学校ごとに様々であり、制度が複雑になってどういう評価になっているのか保護者や中学校から分かりにくくなっているという課題がございました。このような複雑で分かりにくい入学者選抜制度を整理し、中学校で身に付けるべき力、高等学校が求める力を評価して選抜するという選抜の基本的な考えを明確にする必要があるということでございます。

その下に参りまして、課題と改善の方向性として三つ掲げてございます。

一つ目が中学校教育と高等学校教育との接続という点でございまして、高等学校は、入学者選抜を通して高等学校が求める中学校で身に付けるべき力とは何かを伝え、中学校は、高等学校が求める力を中学生の段階で確実に身に付けさせる必要がある。入学者選抜は、この身に付けた力を評価し選抜するものだということでございます。

2点目は複雑化した入学者選抜制度でございますが、先ほど申し上げましたとおり、選抜は中学校3年間で受検者が培った学力を見るということが明確に受検者に伝わるように、選抜方法を共通化、簡素化して、現行の複雑化した選抜制度を改善するという方向が必要だということでございます。

3点目といたしまして、現在の選抜制度は平成9年度の都立高校改革の推進計画に基づき作ったものでございますけれども、平成24年2月に「真に社会人として自立した人間に育成する」ことを目的とした都立高校改革推進計画が作られておりますので、これに対応した選抜制度といたしまして、入学後の学力の定着と伸長を図るために選抜制度を改善する必要がある。こういう三つの方向性を検討委員会の中で打ち出してございます。

具体的にどう改善するのかでございまして、右側の上でございまして。

まず、全日制、定時制それぞれございますが、全日制につきましては、第1次分割前期募集では、エンカレッジスクールやチャレンジスクール等の例外を除きまして、5教科で学力検査を実施し、学力検査対調査書の比率は7対3とするということで共通化をしたいということでございます。

分割後期募集・第2次募集につきましては、1次募集からの時間が余りないことや受検生の負担ということも考えまして、全日制については3教科、学力検査と調査書との比率は6対4といたしたいということです。

一方で、定時制につきましては全日制に比べまして多様な生徒が入ってくるということ、特に夜間定時制につきましては、これまでと異なる環境で学ぶということもございますので、学ぶ意欲ですとか適性を見るということを重視いたしまして、面接を必須といたしたい。その他につきましては、それぞれの学校の特色に応じながら行っていくという考え方でございます。

このような改善、共通化を図りますと、課題もあるであろうということで幾つかの課題が挙げられまして、それへの対応策を報告書の中では記載してございます。共通化に伴う課題とその対応を二つ挙げてございます。

一つ目が、実技4教科を軽視する風潮が出ないかということでございます。特に、全日制の1次、分割前期につきましては、5教科7対3ということにいたしますと、それ以外の4教科について勉強しなくていいのではないかというようなことが起こらないかということでございますが、現在調査書点につきましては、実技4教科については5教科と比べまして1.3倍ということで算出しておりますけれども、これを2倍にして算出してはどうかという考え方を報告の中でいただいております。なお、2倍にいたしますと、現在、実技4教科の調査書点が入学試験の総合得点に占める割合は7対3ですと15パーセント程度でございますけれども、評定を2倍に改善いたしますと18.5パーセント程度ということになってまいります。

それから、課題の2点目でございますが、外国籍の受検者への対応でございます。これは、特に理科、社会で外国籍の受検者にとっては非常に負担が大きく、実際に5教科では入学者試験に通らないのではないかという懸念がございます。これにつきましては、何らかの特別措置について検討すべきだという報告をいただいております。

その下のその他の選抜方法についてでございますけれども、ここに記載してございますそれぞれにつきまして、継続すべきなのかどうかという御審議をいただきました。

まず、分割募集でございますけれども、平成10年度から実施しておりますが、受検機会を複数回確保するという観点から継続実施という意見をいただいております。

それから、特別選考でございますが、こちらは平成13年度から本格的に実施しておりますけれども、こちらについては選抜尺度の共通化など、今回の改善趣旨と異なるということございまして、廃止という御意見でございます。

特別な教育課程を実施している高校について実施しております傾斜配点でございますが、こちらにつきましても、どうしても必要な学校や教育課程につきまして例外的に実施するというので、実施する場合も学力検査のみの傾斜配点、真に必要と認められる学校のみ実施するというので意見をいただいております。

なお、男女別定員制、それから男女別定員制の課題を克服するために平成10年から実施しております男女別定員制の緩和措置につきましては、様々な意見がございました。基本的に、性によって合格点に差が出るのはいかがなものかという御意見が総論としてはございましたけれども、一方で受検生への影響、それから公立だけがそういうことをすることで、東京の場合は6割は私学でございますけれども、私学と併せて考えてきちんと対応すべきではないかという御意見もあり、この中ではまとまりがつかせませんでした。報告書の中では、きちんと現状分析、それも精緻に数値等を用いた現状分析をして結果を出していくべきだということで、継続的な検討をしてほしいというような御意見を頂戴しております。

最後に今後の取組についてでございますが、このような形でかなり大きな改善ということになりますので、受検生に対する影響、それから十分周知をしなくてはならないということございまして、この改善につきましては平成28年度の入学者選抜、次の次の年の入学者選抜から実施するのが望ましいという御意見をいただいております。

あわせて、周知につきましてはリーフレット作成、配布するなど、改善の趣旨を十分理解をしていただいで実施してほしいという御意見をいただいております。

以上、入学者選抜検討委員会の概要につきまして御報告をさせていただきました。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対しまして何か御意見、御質問はございますか。

【竹花委員】 よく御検討いただいたと思いますけれども、この検討委員会の過程で現状とかなり大きな変更を加えることもあるので、いろいろな意見も出たのだらうと思うのですけれども、特に外部の方々の御意見等で、ちょっと懸念を表されるような方もおられましたでしょうか。

【都立学校教育部長】 特に、5教科を共通化することにつきましては、やはり意見の中で、報告書にもございますけれども、受検生が私学に流れてしまうのではないかということがございまして、あと、実技4教科の配点につきましても、実技4教科を重視すると学力が低い子でも入ってくることにならないかというような御意見もございました。検討の中では私ども実際に昨年度実施しました結果を、今回この措置を入れることによって何人ぐらいの合否が変わってくるかというシミュレーションをそれぞれいたしまして御説明をさせていただいたところでございます。

【竹花委員】 分かりました。この入学者選抜制度というのは、推薦を含めて東京都教育委員会、要するに都立高校の運営について責任を有する私どもにとって非常に大きな課題であったと思います。推薦選抜については、既に改正されたものが実施されているわけでありますが、今回学力検査についても抜本的な検討を加えていくために様々な検討が行われたということは、本当に我々のやるべき仕事をやっているというふうに思うところであります。

この検討委員会の中で、最後に報告書に基づいて様々な改正を加える時期は、平成28年度の入試からとなると、平成29年4月の入学生からでしたか、平成28年4月の入学生からでしたか。

【都立学校教育部長】 平成28年4月でございます。

【竹花委員】 平成28年4月の入学生からということは、今は平成26年ですから、再来年の試験からこれでやっていこうということになるわけですね。分かりました。

それから、この中間報告を聞きましたときに、私の方から、男女別定員を基本として採用している高校を認めるような現行のやり方について御意見を伺ってほしいとい

うお願いをしたのですけれども、今の御報告ではやはり両論あってまとまらないという結論ということだと思います。平成28年度の入試からこの点についてどうするのかを含めて、更に事務局で御検討いただけないだろうか。どうしても僕は法律的にもおかしいのではないかと思う。本当に男女別の定員を設定しなければ学校運営ができないのか。そこには合理性があるのかという疑問がどうしてもあるのです。同じ入学者選抜試験でいい成績を取った者が、これは女子か男子か分かりませんが、性の差によって自分よりも成績の悪い者が合格をする。これはいかなるものかと思うのです。

今の男女別定員というのが本当に合理性があるのかについて、事務局は引き続き御検討いただきたいし、他の教育委員会での対応ぶりや、法律の専門家の御意見も聞いていただいて、引き続き検討をお願いしたいと思うのです。

こう申し上げるのは、やはり法律上きちんと合理的にといいますか、差別のない形で運用されるべきだということもそうなのですけれども、例えば、次世代リーダー育成で、外国に1年間ほど留学をさせようという施策にも、応募してくるのは女子が7割で男子は3割だと。それは高校生ですけれども、そういう状況に置かれているのは一体どうしてだろうと。少し男の子に将来を担う気概とか、どうもそんなものが乏しいのじゃないか。それもいろいろな原因があるのだろうと思うのですけれども、何かこんなところで我々は男の子を少し甘やかしているのではないかという思いも少しありまして、そんなことを含めて、少し継続して御検討いただければと思います。

そうしますと、そういうことを含めてこれが改正されるということになると、教育委員会ではいつ決めなければいけないことになりますか。

【都立学校教育部長】 具体的には平成28年度の入試を行う際に、今回の報告書の御意見も踏まえまして、具体的な制度設計をして、教育委員会にお諮りしたいと考えてございます。

【委員長】 いつごろまでに最終案をまとめるかは決まっているのですか。

【入学選抜担当課長】 予定からまいりますと、今度の5月の教育委員会で基本的な考え方ですとか、それに伴いまして教育委員会規則も改正しなくてははいけませんので、そこに一度御提案させていただくということで事務局では考えているところでご

ございます。

【竹花委員】 分かりました。ありがとうございます。

【乙武委員】 1枚目の資料の左下を拝見すると、この入学者選抜で問われるのは主に教科に関する学力、そしてコミュニケーション能力や学ぶ意欲ということになるかと思います。この学力に関しては学力検査や調査書で判断することができる。このコミュニケーション能力や学ぶ意欲ということに関しては、もちろん調査書でもある程度測ることはできるかと思いますが、主に面接が重要になってくるのかなと思うのですが、発達障害のあるお子さんたちに対してはどのような対応をしているのでしょうか。つまり、発達障害のお子さんにもいろいろな特性がありますが、学力的には問題がない、そして学ぶ意欲もあるけれども、コミュニケーション能力が著しく欠けてしまっているというお子さんも多くいらっしゃるわけですね。

彼らがコミュニケーション能力を問われてしまうとなかなか、特に定時制では合格が難しくなってしまう。彼らの多くは小学校、中学校とたどってくるときに、ちょっと周りとうまくいかずにドロップアウトしてしまうようなケースも少なくありませんから、定時制を希望されるというケースも少なくはないと思うのですね。そうしたときに、面接でコミュニケーション能力を問われてしまうと、ここでの合格も難しくなってしまうのかなという懸念を抱いたのですが、何か面接に際してこれまで発達障害のお子さんに対してはこういうふうに対応しましょうというガイドラインのようなものが都としてあるのか、それとも各学校の判断に委ねている状況なのか、まずはそこをお聞かせいただけますでしょうか。

【入学選抜担当課長】 特別措置ということで対応してございます。具体的には、コミュニケーション能力を見るための集団討論を行っているのですが、その際に、座席の位置を配慮したり、受検者のお互いの顔が見られないと発言できないという生徒さんもいます。その場合には、座席をきちんと子供たちの顔が見えるように配置をしたり、それから、板書といいますか筆談で対応したりということで、それぞれの個々の状況に応じて対応するようにしてございます。

【乙武委員】 その対応が、要は発達障害であるという診断を受けているかの有無であると、少し僕は怖いなと思ってしまっています。実際そうしたお子さんたちを見

ていると、親御さんの考え方で診断を受けている、受けていないが決まってしまうのですね。例えば、就職などのことを考えて、そうした障害者枠で雇用されるために診断を受けておいた方がいいのではないかと考えられる家庭もあれば、やはり自分の子供に障害があることを受け入れられないということで診断を受けさせようとしないうという御家庭もある。そうした中で、診断の有無がこうした配慮をしてもらえる、もらえないにつながってきってしまうとやはり不利益を生じてしまう、被ってしまうお子さんが出てくるのかなと。

ですから、難しいところではあるのですが、中学校の方とうまくコミュニケーションを図りながら、診断の有無ではなく、中学時代の特性からそうした個別の特別措置が図られるようになるよう御配慮いただけるといいのかなと、そんな感想を持ちました。

【入学選抜担当課長】 特別措置を講じる際には、基本的には診断書は求めてございません。今委員からお話しございましたように、中学校の学習実態とか、どのような配慮をされているか、その実態に基づいて措置をするようにしております。

【乙武委員】 とても安心いたしました。ありがとうございます。

【竹花委員】 中学校の不登校の状況とかを理由にして、定時制に入学する門戸を閉ざすということは僕は絶対ないと思うのですが、そういうことでよろしいのですよね。

【入学選抜担当課長】 不登校の生徒さんで、どうしても学習状況の評価ができないという場合には、調査書には1、2、3ではなくて斜線が付いてまいります。その場合でも不利にならないようにきちんと対応するように学校に徹底してございますので、御心配は大丈夫かと思えます。

【竹花委員】 ありがとうございます。全てを僕は知っているわけではありませんけれども、定時制あるいは通信制の課程が果たしている役割は非常に大きなものがあるし、ここでやっておられる先生方の教育にかける情熱も、僕は本当に素晴らしいものだと思います。そういうものを幾度も見ておまして、恐らくどんな子供であれ門戸を閉ざすことはないであろうと思えますけれども、選抜の規定がそういう現行のやり方を妨げないように、もちろん工夫されていると思えますけれどもよろしくお願

いいたいと存じます。

【山口委員】 勉強不足でちょっと分からないので教えていただきたいのですが、先ほど竹花委員からあった男女別定員制ということで、これは私も自分が都立を出たのは随分昔のことなのですが、定員が男子何名、女子何名というふうに規定されているということですか。

【都立学校教育部長】 そういうことでございます。

【山口委員】 ということは、受ける生徒さんたちは、男子は男子と競っている、女子は女子と競っているというふうに納得しているということなのですね。

【都立学校教育部長】 納得しているといいますか、それを前提にして受検をされているということはそのとおりでございます。

【山口委員】 今はどこの受検もそうですけれども、情報公開ということが言われますので、自分がこの学校を万が一落ちたときには、自分が何点で、どこの場所にいたのだというのは求められると出さなくてははいけません。その場合に男子の方も出してくれと言われて、先ほど竹花委員もおっしゃいましたけれども、もし情報を公開したときに男子と女子で余りにも差が出たときに、本当に法律的なことで訴えるということにならないのかどうか。やはり今後はもしかしたらそういったことも頭に入れて、今後の課題に向かっていくという時代なのではないかと思います。また、どちらかという女子は大学での就職活動もそうですけれども、不利益を被っているとも感じている、本当にそうかどうかは別ですけれども、そういう印象を持っている子が多いというのは、能力のある子を伸ばし切れないということもあるので、その点については引き続き検討していただきたいと思います。

【都立学校教育部長】 先ほど竹花委員からも御指摘がございました、今の山口委員の御指摘もそうでございますが、検討委員会の中でも非常に様々な意見がございまして、基本は、総論的には今の男女平等の考え方をこういう制度の中にも入れなければいけないということがある一方で、各論でいきますと、先ほど御説明の中で申し上げましたように、例えば私学については女子校の方が非常に多い状況が東京の中にはあるですとか、シミュレーションをしてみますと、全く男女別定員を無くした場合に、かなり男子の合格者数が減るというシミュレーションになりまして、そうなりま

すと、男子が今度行き場がなくなるのではないかということが、中学生の親御さんなどからは非常に強く出されました。どちらの方策を取るにしてもきちんと説明をして、皆さんのある程度の納得が得られるような形にしないといけないという意見が検討委員会の中でも出てまいりました。

ですので、そういうことを引き続ききちんと教育委員会の事務局としてやるようにと今回の報告書の意見としていただいているところでございます。

【竹花委員】 今日この報告書あるいは報告のペーパーを見ていても、事務局の発想がすごくいい。要するに、受け入れる高校の側がどういう生徒を求めているのかということが中学校の側に伝わるように、この伝わるという言葉があちこちに出てくるのですね。これは本当に大事なことだと思うのです。それを平成28年から、今までと違ってこういうことをやりますよといったときに、この男女の差をどうするのかということについても、やはり改めてそのメッセージが問われる。だから、現行のままやると現行のままでいいのだというメッセージを発することになるので、どうか平成28年の時点でこの問題について少しきちんとした説明ができるような、そんなものにしてほしいと思うのです。そんなに時間がないわけではありませんので、少し考えてみてくださいませんか。

【都立学校教育部長】 正直申しまして、かなりいろいろな意見がございまして、難しい課題でございます。ですので、きちんと検討してまいりたいと思っております。

【内館委員】 私は山口委員よりもっと前に都立高校を出たのですけれども、私の時は明確に男子校、女子校と分かれていました。私は1学区でしたけれども、小山台高校とか田園調布とか、日比谷もそうだったかな、男子は何百人、女子は何百人と決まっていた。私は田園調布だったのですが、田園調布の例でいくと、男子は200人、女子100人でした。例えば男子校を受ける女子というのは、男子と一緒に勉強していい大学に行って、将来私はこうなりたいという、目標がはっきりした子と、あと、男の子に囲まれて楽しく過ごしたいという子と、大体二つに分かれていました。小山台などは特に顕著で、東工大に行きたい女子は最初から三田には行かないで小山台を受けた。現実には、中学のクラスメートで小山台から東工大へ行って建築家になっ

た女の子がいるのです。そういう明確なところがあって、ただ、現実には、高校に入ると田園調布高校レベルでも大体男子と女子の合格点の差が60点から70点ぐらいあったと思うのです。小山台においてはもっと大きかったはずですよ。

そうになると、授業を進める中で何となく教室の中に女子の学力は低いというのが流れるんですね。それで、なめるなよと思う子はそこで頑張りますけれども、そういうマイナス面も確かにあったのですが、私は男子校、女子校というのは悪くなかったなという気がしています。

それと、これは今、ある会社の就職試験の関係者から聞いたのですけれども、上から男女合同定員制で社員を採っていくと、13人採ったうち、トップから12人までが女子だった。どうしようもなく、何でどうしようもないのかと思うのですけれども、ずっと下の五十何位から男子を引っ張ってきて入れた。女子の8位から12位ぐらいまでは落としたというのですよ。そういう問題も多分出てくるので、私の時代の男子校、女子校がそのまま通用するとはもちろん思いませんが、ただ、昔のことでもいいところはまた復活させてもいいのではないかという気がいたします。ただ、流れとしては男女合同定員制というのは恐らく一番世の中にはぴったりくるだろうなという気がします。

【委員長】 ありがとうございます。今後の研究課題ですね。

私も一つコメントしたいのですが、横長の報告資料1の25ページについてです。先ほど竹花委員がお触れになったことと関係があるのですが、この3本の柱を立てたことによって、高校入試の筋が通ったという気がします。すなわち、まず中学校教育と高等学校教育との接続、これはずっと昔から言われてうまくいかなかったことですが、次に、複雑化した入学者選抜制度を分かりやすくしようという点、さらに、3番目にどういうミッションステートメントを作るかという点、この三つの柱がきれいに並んで非常に分かりやすくなったのではないかと思います。

最初の中学校教育と高等学校教育の接続に関してですが、中学校で身に付けるべき力というのは、学習指導要領によって、ここまではできるようになっていなければいけないということが割合はっきりしていますね。その中から高等学校が特に重要だと思われるものについて選択をして、アカウンタブルにする、外に対してメッセージと

して発するというを考えているのだと思います。そういうことによって、先ほど竹花委員も言われましたが、東京都としての特徴を出そうとしていると考えてよろしいですね。

【都立学校教育部長】 具体的には、先ほど申し上げましたとおり、例えば全日制であれば5教科を7対3にするということで、基本的に今委員長おっしゃったとおり、中学校の学習指導要領の中で学ぶべきことをなるべくきちんと我々の方は全て把握して、その上で高校へ入って来てもらえば高校の学習にもついていけるだろうというような考え方の下に設定したものでございます。

【委員長】 分かりました。

【山口委員】 よく分かるといえば分かるのですけれども、この図があります。「推薦に基づく選抜」につながるものと、「学力検査に基づく選抜」とあります。これは確かにそうなのだろうと思うのですけれども、見方によっては、「学力検査に基づく選抜」は各教科の学力が必要で、社会にあって必要な力を持っている人が「推薦に基づく選抜」に行くみたいな、ある種、こちらの推薦の方も基礎的な学力は当然必要なわけであって、プラスアルファですよ。こっただけこれが必要なのではなくて、両方に関わるのですけれども、何かこの書き方を見ると、何か少ししっくりこないというか、重なっている部分ではないかと思うのですけれども。

【竹花委員】 それは山口委員、全く御指摘のとおりだと思います。絵を描いた人はよく考えた方がいいと思います。

【山口委員】 というのは、やはり推薦というのは、特にスポーツ推薦なんかもそうなのですけれども、学力は抜きで一つの分野において秀でている人間を採るというある種誤ったメッセージを発している可能性があるのです。ただ、どの分野においても基礎的な学力は当然必要なわけであって、やはりこういった図の書き方一つにも、推薦選抜で学力は要らないのだという、逆に言えば学力があっても、推薦選抜でそういうものは問われないんだというように見えてしまうので、そこは少し気を付けて、もう少し分かりやすく書いていただきたいと思います。

【内館委員】 この二つを付ければいいのではないですか。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。委員おっしゃるとおりでございます。

すので、そこは十分気を付けて周知徹底を図ってまいります。絵も工夫をさせていただきます。

【委員長】 私も同じようなことを申し上げようと思ったのですが、一時大学入試で一芸入試というのがありました。しかし、結局それは機能しませんでした。基礎的な力がないとその後伸びないということを大学が身をもって体験したということです。おっしゃるとおりだと思います。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承ったということにさせていただきます。

(2) 平成25年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について

【委員長】 次へまいります。報告事項(2)平成25年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について、説明は、指導部長です。

【指導部長】 平成25年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について報告させていただきます。

一番下の「6 備考」にございますとおり、この表彰は昭和59年度から実施してございまして、今回で通算33回目となる表彰制度でございます。

1の趣旨と2の表彰の対象はこれまでと変更がございません。2の表彰の基準として(1)から(4)まで示してございますが、順番を変えてございます。ここに(1)として「児童・生徒等の模範となる活動を行い、他の児童・生徒等へ良い影響を与えるなど、表彰に値すると認められた者」、これは実はこれまで4番目にありました。今回は、これを1番目にもってまいりまして、この表彰制度の本来の趣旨である日常的な地道な活動が他の子供たちへ影響を与えているものを推薦していただくように、学校、区市町村教育委員会に呼び掛けました。後ほど御説明いたしますが、この(1)に関する推薦数、表彰数は多くなってございます。

3の経緯でございますが、昨年12月1日までに推薦が挙げられた件数が253件ございまして、その後、庁内の表彰審査会で審査いたしまして163件の表彰者と団体を決定したところでございます。対象者については、お手元の別添の名簿にまとめてござ

いまして、表彰式は5にございますとおり2月15日土曜日の午後に実施する予定でございます。

1枚おめくりいただきますと、過去3年間の推薦と表彰の数の推移を示してございます。今年度、平成25年度は昨年度と比べまして推薦数、それから表彰数とほぼ同様でございます。ただし、「2 基準別件数」に示しましたとおり、(1)模範となる活動が、平成24年度と平成25年度を比べていただきますと、右側のところでございますが、41件から71件と候補が増えてございまして、表彰数も25から49と約2倍に上がってございます。

また、(3)クラブ活動、部活動等の対外活動における成果、ともするとこれまで運動系の部活動で全国優勝といった形の表彰が実は多くございましたが、今回は該当する件数が少なかったということもありまして表彰数が92件となっております。

もう1枚おめくりいただきますと、具体的な活動事例が幾つか示してございます。主なものを紹介いたしますと、左上の事例1、先ほどの(1)に該当するのですが、一番最初の中学生消防ミニポンプ隊、これは品川区立大崎中学校の自主的な組織でございまして、毎年地域の防災訓練に参加しています。この優れたところは、校内だけではなく、小学生も巻き込んで地域に貢献する活動を継続的に行っているというものでございます。

その次は中学校生徒会長がいじめに関する生徒会サミットを開催したというもので、これは杉並区の中学校の生徒会長の取組であります。こういった取組はほかの地区でもございますが、この優れた点は、生徒会長同士でやろうじゃないかと、学校から言われて、あるいは先生から言われてやるのではなく、主体的にこういうものを立ち上げまして、全校の生徒会長に呼び掛けて開催したという点が優れているとして表彰したいと考えております。

右側の事例2の丸の二つ目、高校陸上競技部が毎朝地域の清掃の取り組んだということでありまして、9年間取り組んだ事例であります。これは都立若葉総合高校の陸上部の取組でございまして、朝6時半から7時まで、朝練の前に毎朝最寄り駅から学校までの地域清掃に努めまして、ほかの部活動の部員も巻き込んだというものでございます。

一番下の「事例6 人命救助」であります。左側、中学校1年生2名が、帰宅途中、路上で倒れている男性を発見して、一人がその場で残り、もう一人は近くの病院に駆けつけたところ、そこにたまたま消防庁の救急隊員がおりまして駆け付けて一命を取り留めたということで、この2名は女子生徒でございます。

こうした様々な取組につきまして表彰することで、本人はもちろんですが、保護者、学校、地域の方々も元気付けられるということで、今後は先ほど申し上げました1番の模範となる活動を行って良い影響を与えたという、こちらの表彰を更に広く呼び掛けていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。かねがね我々が議論をしている方向で進めていただいているようですが、いかがでございましょうか。

【乙武委員】 とても驚きました。というのも、特別支援学校の個人や組、団体にも多数表彰していただけるということがすごく驚きでした。普通、表彰というのは全員がもらえるものではありませんから、ある程度のスタンダード、普通の生徒はこういうレベルだよねというのがあって、更にそこにプラスアルファの行為があったときに表彰というのをされることだと思うのですが、なかなか障害がある児童・生徒というのは、なかなか表彰される機会もこれまで少なかったでしょうし、また、自分自身が自己肯定感を育むということも難しい場面が多かったと思うのですけれども、それがこういう形で表彰していただけるというのは、きっと今後の人生において、もちろん一般の生徒さんもそうでしょうけれども、それ以上に大きな励みになると思いますし、こうしたところにもきちんと光を当ててくださることに心から感謝いたします。

【委員長】 ほかに。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件についても報告として承ったということでございます。

(3) 体罰根絶に向けた総合的な対策の策定について

【委員長】 次にまいります。報告事項の(3)体罰根絶に向けた総合的な対策の策定について、説明は、同じく指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 体罰根絶に向けた総合的な対策の策定についてでございます。

昨年1月の大阪市立桜宮高校の体罰事件から発しまして、都教育委員会といたしまして実態調査、それから調査チームの派遣、また部活動指導等の在り方検討委員会を設置しての検討を進めてまいりまして、右側、昨年9月12日の教育委員会でこの在り方検討委員会の報告書をまとめたところでございます。

その内容として、2に書いてございますけれども、学校から体罰を根絶するためには、まずもって教員の意識改革が第1であるということで左側の4本、教員研修、チェックの機能、風土の刷新、体罰のない部活動の推進という4本の柱で提言を委員会からいただいたところでございます。

左下、この間、この報告書の提言を受けまして、まず、すぐに着手できるところから着手するというので、一つはこの報告書の公立全教員への配布とともに、区市町村の教育委員会、都立学校長等に周知してまいりました。また、今年度の体罰調査も現在実施しているところでございまして、4月には公表する予定でございます。また、本年1月からは、ここに書いてございます特別研修あるいはDVDの作成なども進めてございます。これについては後ほどまた触れます。

今回、この策定をいたしました趣旨が右側に書いてございますが、この間9月12日からこれまで、それぞれの実態調査のやり方とか中身につきまして、区市町村教育委員会やその他の機関と調整してまいりました。そして、今回、今年度中にすぐにもう実施できるもの、そして来年度以降実施するものをスケジュールとしてそれぞれを担当する所管を示しまして、具体的な計画をまとめたものでございます。

お手元のステープラでとめた総合的な対策を御覧いただけますでしょうか。主なところを中心に御説明いたします。

まず、1ページの「体罰防止に関する教員研修の徹底」の(1)でございますけれども、これにつきましては、各学校で年度初めに体罰関連行為のガイドラインの周知を図ってほしいという内容でございまして、このガイドラインにつきましては、このステープラ留めの折り込んでございます後ろから2枚目に資料1といたしまして付けてございます。どこまでが体罰か、あるいは体罰とは言えないけれども不適切な行為としてこういうものがある、また、これは指導の範囲内であるというものをガイドラ

インとして示したものでございまして、これをまず各学校で徹底していただきたいという内容がこれでございます。

1枚めくっていただきまして2ページでございますが、今度は都教育委員会の取組として、体罰防止研修を体系化するという事です。それぞれの経験や職層あるいは若手の教員、経験に応じた教員について体系化したということでございまして、これにつきましても一番終わりの資料2のように体系化いたしました。上段が先ほど申し上げた各学校が実施する体系、そして中段が教育委員会が実施するものでございまして、一つはもう採用の前からこの体罰について理解してもらおう。また、3年間の若手教員育成研修でも位置付ける。さらに、10年経験者研修、あるいは今回はベテランの経験20年程度にも広げまして、それぞれの年齢、経験に応じた体罰についての研修を兼ねながら実施していくということとしております。また、下にはそれぞれの職層に応じた研修あるいは特別な感情をコントロールする研修なども現在準備しているところでございます。

戻っていただきまして、先ほどのステープラ留めの5ページの方でございますが、今度は「3 体罰を容認する風土を刷新するための取組」でございます。ここに(1)、(2)、(3)、(4)とございまして、(4)に処分量定の見直しがございます。これまでの調査で、体罰をしても管理職に報告をしないとか、あるいは程度の著しいケースなどもございまして、これらについての量定を引き上げていくという方向を現在検討しているところでございます。

6ページをお開きください。6ページは「4 体罰のない部活動の推進」でございます。 (1)の指導者講習会は中学校体育連盟、高等学校体育連盟と連携を図りまして、今中身を調整して、4月から実施していくこととしております。

(3) Good Coach賞の創設とございます。これにつきましては、62の区市町村、それから都立学校から優れた顧問教諭を表彰するという制度を来年度実施していく予定でございます。

さらに、右側の7ページになりますけれども、(5)学校管理運営規則に、顧問教諭の業務内容を明示、これは都立学校でございますが、顧問教諭の業務内容として、例えば生徒や保護者に部活の指導をやってまいりますという方針を顧問自ら伝えると

ということなどを盛り込んで、現在準備をしてございます。また、区市町村教育委員会でもこれを参考にさせていただいて、それぞれで管理運営規則に入れていただきたいというお願いも併せてしてございます。

(6) 外部指導員との契約関係の明確化とございますけれども、とかくOBですとか、今までどおりといったことで文書で契約が取り交わされていないためにトラブルになったケースもございまして、これをきちんとやっていただきたいということです。また、体罰があった場合は契約を解除します、ということを明記するなどの取組を進めてまいる予定でございます。

最後でございます。8ページに(9)といたしまして顧問教諭の努力に応えるための条件整備とございます。これまでも都教育委員会は国を大幅に上回る部活動の手当の支給、あるいは週休日の振替などの取組をもう既に行ってきておりますが、国においてもこれについての動きがございますので、これらを踏まえて引き続き検討していくというところで具体的なスケジュールをまとめてございます。

以上のようなスケジュールで今後区市町村教育委員会、都立学校に周知していくというものでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。

【内館委員】 体罰がどんなにショックを与えるかというのは本当によく分かりますし、これはもうとてもよく計算してやっていただいたと思います。

ただ、一つ知りたいのは、例えば資料1の「体罰関連行為のガイドライン」、この場合どうしたらいいのかというのが具体的にないと、例えば、資料1の「適切な指導」で、「大縄跳びの練習中、上手く中に入れない生徒の背中をたたきタイミングよく飛び込ませた」とか、「化学の実験中に、多動傾向の生徒が塩酸のビンを持って暴れだしたため、体を抱え込んで押さえ付けた」とか、「情緒不安定となり4階窓から飛び降りようとした生徒を、教室側に引き倒した」とか、こういったものは、ではどうやったらいいのかということが分からないと、先生もすごく困るだろうと思うのですね。これはアンダーコントロールとはまた別の話だろうと思うのですが、どうふうにするのでしょうか。

【指導部長】 ありがとうございます。申し訳ございません、先ほど説明を飛ばしてしまいましたが、先ほどのステープラ留めの4ページの左の上、2の(1)に今お話しがあったガイドライン、これは紙で配って読んで分かるものではございませんので、このガイドラインにございますような事例を現在DVDに映像化いたしまして、こういう場合にこういうふうにしましょうという具体的な、何をどこでどうすればよいかというのを今、実は制作しております、これについては教員、保護者向けが1本、それから中学生、高校生向け、そして小学校の高学年向けの子供たち向けのものも作っております、こういったものも活用して、教員だけではなくて保護者も一緒になって、こういうものは駄目なのだと、あるいはこういう暴言はこういうふうにしなくてはいけないというようなのを今具体的に作っている途中でございます。

【内館委員】 それは本当に参考になるのですかね。何か伺っていると、そんなものを見ている暇はないのではないかという気がするのですけれども。でも、例えば、4階から情緒不安定になって飛び降りようとした生徒を教室側に引き倒した、これは緊急事態なので多分力が入って引き倒したと思うのですけれども、そういうときには、そのDVDではそっと優しく抱え込むとかというわけですか。

【指導部長】 この事例はダイレクトではございませんけれども、想定される事例、これに限りなく近い形のを幾つか作っております、要するに、こういう場合は体罰ではありません、子供の命を確保するためにこういうふうにするのはもう当然ですというようなこと。これはまずいというようなことの線引きが、この紙ではなくて映像から分かるようなものを現在作っております。

【内館委員】 そうですか。分かりました。では、それができたら一度是非委員に見せていただきたいと思います。

【総務部長】 多分、内館委員は勘違いされていると思うので補足させていただきます。今内館委員がお読みになった事例ですが、例えば実験中に押さえ付けた、これは左側を見ますと「正当防衛・正当行為」ということで、これはセーフという趣旨の表になってございます。これは体罰に当たらないのでオーケーですという趣旨のガイドラインです。

【内館委員】 では、これは引き倒していいわけですね。

【総務部長】 程度の問題とかそういうのはあると思いますが、これがアウトということではなくて、これは左側で言うと正当防衛に当たるのでオーケーですという趣旨の表になってございます。

【内館委員】 分かりました。そうすると、例えば「体育授業中、何度注意しても真面目にやろうとしない生徒がつばを吐いたため、後ろから足を蹴った」、これは正当防衛ではないわけですから、この程度の場合はどうするのですか。私、これはすごく難しいと思うのですよね。

【指導部長】 そういう具体的な場合に、体罰によらず言葉で、あるいは複数で、言葉で指導するということです。あるいは、そこは収めて、場所を改めて冷静にさせて指導するというふうな形の具体的なところを示していきます。

【内館委員】 分かりました。体罰はいけないという大前提の下に私は言っているのですけれども、先生の側が異常なまでにストレスがたまって、胃に穴が開くなんていうことが出てこないようにしないといけないなと思います。

【乙武委員】 ただいま内館委員がこの表を見てそのような勘違いをされたように、この表だけではこれはオーケーなのだときちんと理解できづらい教員も出てくるかもしれないので、もう少しここはオーケーなのだというのがより分かるような資料やDVDになるといいなと今感じました。

【竹花委員】 同じ資料1の「指導の範囲内」と「適切な指導」の項目ですけれども、これまでもこの資料を示されていたのかもしれないので今更御指摘申し上げるのも恐縮なのですけれども、この「指導の範囲内」の具体例の中に「短時間正座させて説諭する」というのがあります。これは、肉体的苦痛や負担を伴う場合があると思います。例えば、泥んこのグラウンドで例え5分でもそこに正座をさせられる、寒中で正座をさせられる、それは多分肉体的苦痛や負担を伴うのだらうと思うのです。この例示は余り適切ではないと思います。

もし、どうしても正座をさせることぐらいやらせてくれというならば、教員が正座をして、その前に短時間正座をさせて説諭するというのがいいところですね。教員は立っていて上から見て座らせて、「おまえ、こら」というのはどうだろう、短時間でも指導の範囲内と言えない場合があると僕は思います。ここはちょっとどうだろうと

いうふうに思います。

それを含めて、「指導の範囲内」と「適切な指導」というのが、項目を分ける必要があるのかなとも思いますかね。どうしても分けなくてはいけないですか。「適切な指導」というのですけれども、要は、ここを書いてあるガイドラインというのをお勧めしていることではなくて、こういう行為をしたときはこう評価されますよというガイドラインだと思うのですね。こういう指導は適切だから大いにやってくださいという話ではないだろうと思うのです。そういう意味で、少しこの「指導の範囲内」と「適切な指導」はいかがなものだろうかということです。

それから、「正当防衛・正当行為」、「緊急避難」という項目は、これも指導の範囲内というか、項目が少しバランスを欠くような項目になっているのですけれども、ここまで「正当防衛・正当行為」、「緊急避難」の項目を分ける必要はなからうと思います。そんなに法律的に緊急避難と正当防衛が分かるような人はいないのじゃないですか。要するに、これは刑法上の、あるいは刑罰法令上の客観的な要件には当たっても違法性を欠くよという種類のものなのだろうと思うので、「正当防衛・正当行為」等と書けば一緒にしてもいいのではないかと思います。余りガイドラインを難しくしては見る人がいないだろうと思います。

ですから、基本的にはこのガイドラインが持っている意味というのは、こういう行為はこういう評価をされるということが明確に分かるということが大事だと思います。この資料1は既にあちこちで配っているものかもしれないけれども、最終的に教育委員会の名前で出す総合的な対策でありますので、余り変なりアクションが起こらないようにやった方がいいのではないかと。目的も十分達したのだからと思うのですが、いかがでしょうか。

【指導部長】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、このガイドラインでございますけれども、9月12日の報告の中にこのような形で既にもう配られておりまして、これにつきましては、各学校で校長先生の方からこれについて説明をしたり、校内研修で、つまり、ここのポイントは体罰はもちろんいけないのですけれども、体罰とは言えないけれども不適切なものが結構多くありまして、そこをまず明確に示したということと、それから、きちんと指導しなくてはいけない先生方が萎縮しないよう

にということで、奨励するというのではないですけども、ここまではきちんとした指導ですよということを示す必要があるという検討委員会での検討の結果、これをまとめたところでございます。現在校内研修で私どもも学校と一緒にやっておりますけれども、これがあって、校長先生も先生方も、これは指導の範囲内なのだと、これはまずいのだというようなことについて、このガイドラインがもう9月から各学校で周知されてきております。

ただ、いろいろ今御指摘いただきましたので、誤解のないようにとか、まずいことはまずいというようなことで、更に明確にしていきたいと思っております。これは資料として9月12日の資料をここに付けているというものです。

【竹花委員】 分かりました。それは僕の見落としですからやむを得ないのだけけれども、その後これに対してリアクションも起こっていないからいいようなものだけけれども、でも、「短時間正座をさせて説諭する」というのが指導の範囲内だとすると、やはり状況によっては不適切なものになる可能性があると思っておりますので、ここだけは少し何かしてもらえないかなと思っております。ほかにいろいろ区分があるやつはしようがないにしても、実質的に、これはいいと言っているじゃないかと、大雨の中で「おまえ、そこに座れ」と言って座らせて説諭する、それはいけないですよ。それはやはり常識を欠いていますよ。自分は雨の当たらないところで、相手にだけやらせてこちらから説諭する、それはいけないのではないですか。そういうのも何か正当な範囲内、指導の範囲内と書いてあるのではないかと抗弁される可能性があるように思うので、何か一言だけでも入れてくれないかな。これだけ少し気になる。

【指導部長】 これは、一番上の「体罰の定義」の4行目に、「長時間正座や起立をさせるなどの有形力を行使しない」といった、ここに対応したものでございまして、そこを踏まえての記載であるということでございます。

【竹花委員】 よく分かりますが、新しく出す文書はここを少し変えてください。外せとは言いませんけれども、工夫してください。教師と一緒に座るなら構わないですよ。

【委員長】 よろしくお願ひします。

【竹花委員】 やはりそれは少し注意しておきましょうよ。

【指導部長】 「短時間正座させて説諭する」というところへの御指摘でございますので、検討させていただきます。ただ、今委員おっしゃったとおり教師も共に正座するというような記載はかえってまた、では教師が共に正座しないと指導できないのかというところもございまして、これはあくまでも、例えば指導に従わなかった場合に、正座しろと、注意をすると、静かになったと、そうしたらこういうことでしょうかと行って短時間生徒を落ち着かせるという意味合いでの短時間の正座という意味でございますので、ここについては長時間すると体罰に当たりますよということの、逆に反証として、是非ここはこの形でと思います。

【竹花委員】 そう言われると、それは違う。時間の問題だけではなく状況があると思います。僕は今気が付いたので恐縮なのだけれども、やはり気が付いた以上きちんと書いた方がいい。それは不作為の懈怠になりますから、何か一言加える方法を考えてくれませんか。短時間正座をさせることが、状況によってそれが指導の範囲内である場合があることは十分承知しますが、短時間であっても非常に肉体的苦痛や負担を伴うものがあるように思いますので、そこは少し注意深く書いていただければと思います。

【乙武委員】 それで言うと僕も一つ気になるのが、下から3番目の「適切な指導」にある「危険行為を大声で注意する」ですけれども、これは大きく分けると2種類あると思います。例えば、比留間教育長の位置から木村委員長長の位置にいる生徒が、今、正に危険行為を冒そうとしているときに大声で注意するのと、先ほど危険行為をしていた、今金子部長のいる位置にいる生徒に対して大声で注意するのは、結構意味合いが違ってくると思うのですよね。ただ、この危険行為を大声で注意するという書き方だとどちらもオーケーという捉えられ方になってしまうと思うのです。これは、前者はオーケーだとしても後者はちょっと体罰の域に入ってくる、行き過ぎた指導とかになってくるのかなと思うので、もしその先ほどの正座のところも書き換える必要性が出てくるなら、ここも例えば「危険行為を回避するために大声で注意する」とか、そのような書き方に工夫した方がいいのかなと感じました。

【委員長】 それも併せて検討してください。

【指導部長】 ありがとうございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、報告事項（３）は報告として承ったということにさせていただきます。

（４）平成26年度教育庁所管事業予算（暫定案）・職員定数等（暫定案）について

【委員長】 報告事項（４）平成26年度教育庁所管事業予算（暫定案）・職員定数等（暫定案）についての説明を、教育政策担当部長、よろしくお願いいたします。

【教育政策担当部長】 それでは、報告資料（４）を御覧いただきたいと存じます。

予算につきましては、11月14日第18回定例会で報告を申し上げたところでございます。昨年12月24日の知事の辞職を受けまして、予算編成につきましては、予算編成が遅れることによりまして都民生活への支障ですとか、都政の停滞を招くということがないようにという視点を第一に、これまでは1月上旬には知事査定を経まして第1回都議会定例会に予算案を提出しておりましたが、平成26年度につきましては、予算、定数につきましては暫定案というものを取りまとめたところでございます。これは、1月上旬に知事査定に代わりまして、職務代理者であります副知事を中心に職務代理者調整という内部での調整をしたものでございまして、1月17日に公表したものでございます。

先ほど定数について人事部長からも御説明申し上げましたとおり、新しく知事が就任された暁には、再度知事査定を経るというものでございます。

まず、Ⅰの歳入歳出予算でございます。教育費につきましては、平成26年度7,588億3,800万円ということで、平成25年度の当初予算額と比較いたしまして29億円の大幅な増になっております。前回の説明のときに比べまして、用地の購入費、中野工業高校の用地費が約50億円、これは要求しておらなかったものが付いたということでございます。そのほか、先ほど都立学校教育部長からも御説明がございましたが、就学支援金が38億円ほどございます。また、一方職員定数につきましては、かなり査定を受けておりまして、また、給与関係費は人事委員会勧告でマイナスの勧告がございました関係で70億円ほど減っております。それをトータルいたしますと29億円の増とな

っておるものでございます。

中身につきましては、約9割が教員の人件費でございます給与関係費が3億円ほどの減となっております。

その下の歳入でございますが、歳入では国庫支出金とその他歳入と大きく分かれてございます。国庫支出金につきましては、国からの教員に対します義務教育の負担金が約1,000億円ということでそのほとんどでございます。一方、国庫支出金が14億円ほど減っておりまして、その下、その他歳入が56億円増えておりますが、この56億円が先ほどの授業料でございます、約53億円が新たに都立高校あるいは特別支援学校高等部から頂くこととなります授業料の部分でございます。この授業料につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、予算の見積りの段階では国の制度の詳細が分からなかった関係もございまして、今回大きく数字が動いているところでございます。

一方、その右側で参考として掲げてございます都の一般会計予算の状況でございますが、歳出は6兆6,590億円ということで6.3パーセントの増でございます。その下の歳入の「うち都税」という一番下の欄を御覧いただきたいと思います、都税収入が9.1パーセントの伸びというものでございます。

それから、その下の「Ⅱ 教職員定数」でございますが、先ほど人事部長から御説明申し上げたとおりでございます、学校職員につきましては230の増でございます。そして、その下の事務局定数でございますが、これにつきましては3減となっております。それで668人という見積りをしてございます。中身でございますが、都立図書館の業務の見直しが減となる一方、文化財の保護あるいはオリンピック教育関係ということで定数の増を見込んで、差し引き3減となっております。

右側に都の職員定数の状況でございますが、全任命権者計では66の増でございますが、内訳といたしましては学校職員が230の増、それから先ほどの事務局はその下の知事部局及び公営企業と書いてございますが、この中で164の減となっております。

それでは1枚おめくりいただきまして、査定で大きく動いたものを御説明させていただきますと存じます。

まず、左側の「2 個々の能力を最大限に伸ばす」で、1番目の四角、言語能力向上推進事業につきましては、2番目の丸、高校生書評合戦首都大会につきましては予算がついてございます。

その下に「理数教育の推進」がございしますが、これが中学校と都立高校につきましては若干経費の精査をしてございますが、事業に支障はないものでございます。

その下の「都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討」でございしますが、これは12年間一貫教育の在り方につきまして、500万円の検討経費を付けてございます。なお、一部新聞では旧芸術高校の取り壊し経費がゼロ査定になったと書いてございますが、この中には盛り込んでおらなかったものでございまして、施設整備という中でほかの学校の改築、新築等も含めて別のところで計上しておったものでございます。

それから、右側の下でございします。「5 体を鍛える」で体力向上施策ということで、引き続き東京都統一体力テスト、これは全学年で実施をするという予算が付いております。また、オリンピック教育につきましては、オリンピック教育推進校を300校指定していく予算が付いてございます。

3ページを御覧いただきたいと存じます。左の一番上、「全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催」でございします。これも開会式典等で若干の経費の精査がございました。

その下の「7 教員の資質・能力を高める」のところの「体罰の根絶に向けた取組の推進」は先ほど指導部長から御説明したとおりでございまして、研修経費等の予算がついてございます。

その下の四角、「若手教員の育成」の3番目の丸でございしますが、ここが大きく動いたところでございます。予算要求の段階では、採用3年目の中学、高校の英語科教員につきましては約200人を3か月間海外に派遣して英語指導力を、TESOLと言われます英語教授法を身に付けるということを予算要求したわけでございますが、先ほどの職務代理者調整の中で効果検証が必要であろうということで、これを140人に絞りまして、中学校の地域バランス、それから都立高校での選出という形で、この140人を採用3年目に限らず若手教員というくくりで効果検証ができるような形で予算を組み直すというところで若干経費が減っておるところでございします。

それから、右側に移りまして四角の4番目に「冷房化の推進」とございます。これは区市町村立の小・中学校でございますが、これの図書室、音楽室、視聴覚室等で冷房化が進んでいないところがございます。普通教室につきましてはほぼ100パーセント、平成25年度までで冷房化が完了する予定でございます。これにつきましては、各区、市の教育長会等から要望がございまして、実は都立高校におきまして四つのこういう特別教室が冷房化をされております。これにつきましては、今後5か年計画で毎年約2億円ずつ予算を付けまして、それぞれの特別教室の冷房化の支援をしていきたい。経費的な補助をしていくというものでございます。これを新たに設けたところでございます。

それから、一つ飛ばしまして先ほどお話し申し上げました「高等学校奨学給付金事業」、これは低所得者層の教育費負担のために給付金を作るものでございまして、3億4,200万円を新たに付けたところでございます。

以上、簡単ではございますが、おおむねこれまで要求してきた事業につきましては予算化をされておきまして、経費を精査したということでございますので、この暫定案を第1回都議会定例会に提案するというものでございます。

以上、御報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして何か質問、御意見等ございますか。

【竹花委員】 事務局の御努力を多といたしたいと存じます。教育予算については知事が決定するわけでございますので、私どもとしては要請をして予算の範囲の中で認めていただくということでもありますので、いろいろ御努力いただいてこの結果になったのだらうと思います。

私にとってみれば、今の子供たちの学力の幅が広過ぎるということをどう解決していくのかという点で、やはり習熟度別授業を含めて様々な個別的な生徒の状況に応じた指導をどのようにしていくのかという点で、必要な教員あるいは非常勤講師等が配置される予算が認められたことは非常に大きなことであろうと思います。

そのほかも大方認められているのでとてもいいと思うのですが、一番認めていただくのに苦労したのは英語の先生の留学ですか。これはどんな知事部局の意見で

すか。

【教育政策担当部長】 私どもといたしましては、やはり英語科の教員が単に語学を教えるのみではなく、正に内向き思考の打破ということで、向こうでの生活、それから委員からも御指摘をいただきました現地の学校で現地の子供たちにも教える、そういう教え方を身に付けるということが必要ではないかということで、いろいろと財政当局と折衝したわけでございますけれども、やはり効果をどのように検証していくかというところで、1年後なり2年後なりに実際に教わっている生徒がどう変わっていったかということをしっかり説明してくれということでございましたので、今回200人が140人になったわけでございますので、少しやり方を変えて具体的にどうしていけばいいのか、それからどう効果が出てくるのか、それからいろいろお話がありましたように果たして3か月でいいのか、そういったことも含めて、また改めて検討していきたいと思っております。

【竹花委員】 分かりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましても報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

2月13日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 教育委員会職員表彰

本日 午後1時

フロラシオン青山

【委員長】 教育政策課長、今後の日程をお願いします。

【教育政策課長】 次回定例会ですが、2月13日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会室で行われる予定でございます。

なお、本日午後1時より、教育委員会職員表彰がフロラシオン青山で行われることとなっております。

以上でございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。

それでは、引き続きまして非公開の審議に入ります。

(午前11時16分)